

12/13 しめ縄づくり教室を開催

(火) 岩城老友会・寿会が伝統文化伝承活動

岩城小学校体育館において、岩城小学校5・6年生が「しめ縄づくり教室」に参加しました。このしめ縄づくり教室は、令和4年度公民館活動の伝統文化伝承活動として実施され、講師の地元老友会、寿会会員が準備したワラたばやウラジロ、葉つきみかんなどを使い、子ども達は講師のみなさんから手ほどきを受けながら、しめ縄づくりに挑戦しました。



12/17 第9回 かみゆげ小さな文化祭

(土)

上弓削公民館（上弓削老人福祉センター）において「かみゆげ小さな文化祭」が開催されました。上弓削地区有志の方々が、地域の活性化のために手作りで実施している文化祭ですが、今回で9回目の開催になりました。作品展示に加え、各種団体等によるバザーも開かれ、賑わいを見せていました。公民館講座「マイカレンダーづくり」教室では、上弓削書道教室の大峯万喜子さんが講師を務め、オリジナルのマイカレンダーづくりを楽しんでいました。

また、午後からはミニコンサートを開催し、弓削高校音楽部と文化協会オカリナ部が心温まる演奏を披露してくれました。



2月は「相続登記はお済みですか」月間です!! 愛媛県司法書士会

相続に関する無料相談を「実施します!!」

愛媛県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか」月間と定め、下記のとおり無料相談を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所 2月の1か月間、県下各司法書士事務所にて随時承ります。(なお、各事務所に連絡のうえ事前の予約をお願いします。)

◆相談料 無料(事前予約の場合)

◆相談例 登記名義人が亡くなった先々代のままなのですが・・・、パートナーに全財産を相続させたいのですがどうすればいいのでしょうか? 相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません・・・など

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。それにより、不動産の相続人には、相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内に相続登記を

することが義務付けされます。また、令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。(正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることもあります。) 不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することができず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておく、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。こうした背景から、全国の司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、無料相談を実施しています。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

■問い合わせ 愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065
★相続登記相談センター★ ☎0120-13-7832

12/11 リズム体操教室

(日)

～心と体を健康に～

せとうち交流館において、講師にインストラクターの森本康太さん（岩城島出身）をお迎えし、上島町連合婦人会研修会を開催しました。

馴染みのある歌謡曲に合わせ、前半は椅子に座って、後半は道具を使いながら頭と体の体操をしました。参加した会員の皆さんからは、「座ってできる運動も教えていただいたので、テレビを見ながらやってみようと思う。」などの感想があり、少し汗を流しながら、笑い声の絶えない楽しい研修会となりました。



空き家・空き地バンク ミニコラム 20

空き家を解体するメリット・デメリット

空き家の中には、建物のほぼ全体がシロアリの被害にあっているなど傷みがひどく、建て替えに近い大規模な改修が必要な状態となっている空き家があります。そのような空き家に対しては、「解体する」という選択肢が視野に入ります。そのメリットとデメリットには、次のようなものがあります。

【メリット】

- ・空き地とした土地を、駐車場などとして利活用できる。
- ・解体が必要な建物と土地よりも、更地の方が売却しやすい。
- ・空き家の管理よりも空き地の管理の方が容易でコストが低い。
- ・空き家が周囲に危険や迷惑を及ぼしている場合、その原因を取り去ることができる。

【デメリット】

- ・解体費用が必要となる。
- ・祖先・親族・家族の歴史や思い出の結晶ともいえる建物が永久に無くなってしまう。

住宅の敷地として使われている土地は、固定資産税の軽減措置を受けていますので、解体した場合の固定資産税につきましては住民課にご相談ください。

また、上島町には解体費用を補助する制度がありますが、周囲に危険を及ぼす恐れがあり、使用することが不可能な「廃屋」だけが対象となっています。そのため、すべての空き家が補助の対象となるわけではありませんので、この制度の活用をお考えの場合には建設課にご相談ください。

所有する空き家の保持、利活用が難しいと判断した場合には、「解体する」という選択肢も視野に入れていただきますよう、お願いいたします。

空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所 2階

相談専用ダイヤル ☎77-2501

上島町の未来のために「空き家」をつなごう!

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のため、空き家・空き地バンク制度を実施しています。現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介のご希望を多くいただいておりますが、登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。